〔別添 参考様式〕

○○業務○○○・○○○共同企業体協定書

（目　的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）○○発注に係る○○業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）

（２）前号に附帯する事業

（共同企業体の名称）

第２条　当共同企業体は、○○業務○○○・○○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（構成員の名称及び所在地）

第３条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

　○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

　○○株式会社

（代表者の名称）

第４条　当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第５条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当該企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資比率）

第６条　各構成員の出資比率は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資比率は変わらないものとする。

○○株式会社　　○○％

○○株式会社　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（構成員の責任）

第７条　各構成員は、業務の委託契約の履行その他の業務の実態に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第８条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中においては前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第９条　構成員のうちいずれかが業務途中に破産又は解散した場合においては、第８条第２項から第５項までを準用するものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第10条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約内容に適合しない部分があった場合は、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

（○○○（その他必要な事項））

第11条　○○○○○○○○。

　○○株式会社他○社は、上記のとおり○○業務○○○・○○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　令和○年○月○日

　　　　　　　　○○株式会社

　　　　　　　　　代表取締役　　○　○　○　○　　印

　　　　　　　　○○株式会社

　　　　　　　　　代表取締役　　○　○　○　○　　印